

○神栖市小規模水道等に関する条例施行規則

平成26年3月4日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、神栖市小規模水道等に関する条例（平成25年神栖市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(建築物等)

第3条 条例第2条第2号イの規則で定める建築物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同住宅又は寄宿舍（いずれも賃貸の用に供するものを除く。）
  - (2) 事務所又は店舗
  - (3) 工場又は研究所
  - (4) 学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
  - (5) ホテル又は旅館
  - (6) 病院
  - (7) 社会福祉施設
  - (8) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設
  - (9) 体育館、水泳プールその他のスポーツ施設
  - (10) キャンプ場、遊園地その他のレクリエーション施設
  - (11) 公会堂、集会場その他これらに類するもの
- (賃貸の用に供する建築物の全部又は一部から除かれるもの)

第4条 条例第2条第2号ウの規則で定めるものは、下宿とする。

(確認申請書及び添付書類)

第5条 条例第8条第1項の申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事設計書（様式第2号）
- (2) 小規模水道の布設工事を必要とする理由を記載した書類
- (3) 小規模水道の布設工事をしようとするものが国又は地方公共団体以外の法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規約の写し
- (4) 水道施設の位置を明らかにする地図
- (5) 主要な水道施設の構造を明らかにする図面

3 市長は、条例第8条第3項の規定により施設の基準に適合することを確認したとき

は、小規模水道布設工事設計確認通知書（様式第3号）により、適合しないと認めるとき又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断することができないときは、小規模水道布設工事設計不適合等通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等に係る工事前の届出）

第6条 条例第9条の規定による小規模水道施設の変更等の工事に係る届出は、小規模水道施設変更等工事届（様式第5号）によるものとする。

（給水開始前の検査及び届出）

第7条 条例第10条の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が条例第5条の水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所において、次に掲げる項目及び消毒の残留効果について行うものとする。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌
- (3) カドミウム及びその化合物
- (4) 水銀及びその化合物
- (5) セレン及びその化合物
- (6) 鉛及びその化合物
- (7) ヒ素及びその化合物
- (8) 六価クロム化合物
- (9) 亜硝酸態窒素
- (10) シアン化合物イオン及び塩化シアン
- (11) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (12) フッ素及びその化合物
- (13) ホウ素及びその化合物
- (14) 四塩化炭素
- (15) 1・4-ジオキサン
- (16) シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン
- (17) ジクロロメタン
- (18) テトラクロロエチレン
- (19) トリクロロエチレン
- (20) ベンゼン
- (21) 塩素酸
- (22) クロロ酢酸
- (23) クロロホルム

- (24) ジクロロ酢酸
- (25) ジブロモクロロメタン
- (26) 臭素酸
- (27) 総トリハロメタン（クロロホルム，ジブロモクロロメタン，ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）
- (28) トリクロロ酢酸
- (29) ブロモジクロロメタン
- (30) ブロモホルム
- (31) ホルムアルデヒド
- (32) 亜鉛及びその化合物
- (33) アルミニウム及びその化合物
- (34) 鉄及びその化合物
- (35) 銅及びその化合物
- (36) ナトリウム及びその化合物
- (37) マンガン及びその化合物
- (38) 塩化物イオン
- (39) カルシウム，マグネシウム等（硬度）
- (40) 蒸発残留物
- (41) 陰イオン界面活性剤
- (42) ジェオスミン
- (43) 2-メチルイソボルネオール
- (44) 非イオン界面活性剤
- (45) フェノール類
- (46) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- (47) pH値
- (48) 味
- (49) 臭気
- (50) 色度
- (51) 濁度

2 前項各号に掲げる項目の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定めるところにより行うものとする。

3 条例第10条の施設検査は、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設のうち、布設された施設について、条例第6条の施設の基準に適合する

かどうかについて行うものとする。

- 4 条例第10条の規定による水質検査及び施設検査の結果の届出は、小規模水道給水開始前届（様式第6号）によるものとする。

（定期及び臨時の水質検査）

第8条 条例第11条第1項の定期の水質検査は、小規模水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。

- (1) 1日1回行う消毒の残留効果に関する検査
- (2) 6か月に1回行う前条第1項第1号、第2号、第9号、第11号、第34号、第38号、第39号及び第46号から第51号までに掲げる項目並びにアンモニア態窒素に関する検査
- (3) 1年に1回行う前条第1項第18号及び第19号に掲げる項目に関する検査

- 2 条例第11条第1項の臨時の水質検査は、次に掲げる検査とする。

- (1) 小規模水道により供給される水が水質検査に適合しないおそれがあるときに行う前条第1項各号に掲げる項目のうち小規模水道の設置者が必要と認めるものに関する検査
- (2) 小規模水道の周辺で水等が汚染される事故等が発生し、小規模水道により供給される水が汚染されるおそれがあるときに行う前条第1項各号に掲げる項目のうち市長が必要と認めるものに関する検査

- 3 条例第11条第2項の記録は、小規模水道定期（臨時）水質検査成績書（様式第7号）によるものとする。

- 4 第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定による水質検査は、地方公共団体の機関又は茨城県知事の登録を受けた者に委託して行うことができる。

（衛生上必要な措置）

第9条 条例第12条の小規模水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 貯水池、浄水場、配水池及びポンプ井には、柵を設け、鍵をかける等人畜によって水が汚染されるのを防止すること。
- (2) 配水池、水槽等の清掃を1年以内ごとに1回定期に行うこと。
- (3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム）以上とする。

(管理責任者の設置の届出及び健康診断)

第10条 条例第14条第2項(条例第21条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の設置の届出は、小規模水道(小簡易専用水道、簡易専用水道)管理責任者設置届(様式第8号)によるものとする。

2 条例第14条第3項(条例第21条において準用する場合を含む。)の健康診断は、管理責任者又は利用者において、病原体がし尿に排せつされる感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、当該管理責任者が当該発生した感染症又は発生するおそれがある感染症の患者(病原体の保有者を含む。)であるかどうかについて行うものとする。

(設置者等の住所又は氏名の変更の届出)

第11条 条例第15条(条例第21条において準用する場合を含む。)の規定による設置者又は管理責任者の住所又は氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)の変更の届出は、小規模水道(小簡易専用水道、簡易専用水道)設置者(管理責任者)住所(氏名)変更届(様式第9号)によるものとする。

(地位の承継の届出)

第12条 条例第16条(条例第21条において準用する場合を含む。)の規定による設置者の地位の承継の届出は、小規模水道(小簡易専用水道、簡易専用水道)設置者地位承継届(様式第10号)によるものとする。

(廃止の届出)

第13条 条例第17条(条例第21条において準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出は、小規模水道(小簡易専用水道、簡易専用水道)廃止届(様式第11号)によるものとする。

(小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事着手前の届出)

第14条 条例第18条の規定による届出は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 小簡易専用水道又は簡易専用水道が設置される建築物等の所在地及び名称並びに用途
- (3) 水源となる水を供給する水道事業又は小規模水道の名称
- (4) 設置される受水槽及び高置水槽について次に掲げる事項
  - ア 槽の数、形状、寸法及び材質
  - イ 槽ごとの有効容量
  - ウ 槽の設置場所

- (5) 消毒設備の有無
- (6) 施設の概要図
- (7) 工事着手及び完了の予定年月日
- (8) その他必要な事項

2 前項の届出は、小簡易専用水道（簡易専用水道）布設工事届（様式第12号）によるものとする。

（変更の届出）

第15条 条例第19条の規則で定める事項は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とし、その届出は、小簡易専用水道（簡易専用水道）届出事項変更届（様式第13号）によるものとする。

（小簡易専用水道の管理基準）

第16条 条例第20条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第7条第1項各号に掲げる事項のうち、小簡易専用水道の設置者が必要と認めるものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（小簡易専用水道又は簡易専用水道の水質検査）

第17条 条例第20条第2項の水質検査は、当該水道より供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について1年以内ごとに1回、定期に第7条第1項第1号、第2号、第34号、第38号及び第46号から第51号までに掲げる項目について行うものとする。

2 条例第20条第3項の記録は、小簡易専用水道（簡易専用水道）定期水質検査成績書（様式第14号）によるものとする。

3 第8条第4項の規定は、第1項の水質検査について準用する。

（身分証明書）

第18条 条例第28条第2項の身分を示す証明書は、小規模水道等検査員証（様式第15号）とする。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小規模水道布設工事確認申請書

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、小規模水道の布設工事をしたいので、神栖市小規模水道等に関する条例第8条第1項の規定により関係書類を添えて確認の申請をします。

記

1 小規模水道の位置

2 小規模水道の名称



工事設計書

1 水道施設の概要

2 給水人口（戸数）

3 1日最大給水量及び1日平均給水量

4 水源

(1) 種別

(2) 取水地点

(3) 水量の概算

(4) 水質試験の結果

別紙水質検査成績書（写し）のとおり

5 水道施設の位置

6 水道施設の規模及び構造

(1) 取水施設

ア 取水井

深（浅）井戸	井	深度	メートル
ケーシング口径		ミリメートル	

イ 取水ポンプ

水中モーターポンプ	基		
口径	ミリメートル	揚程	メートル
能力	立方メートル／分	出力	キロワット

(2) 浄水施設

ア 沈殿池

構造

方式 普通, 薬品 ( )

容量 立方メートル

(縦 メートル× 横 メートル× 深さ メートル)

池数 池

イ ろ過池

方式 急速, 緩速, その他 ( )

池数 池

ろ過速度 メートル/分

ウ 浄水池

構造

総容量 立方メートル

有効容量 立方メートル

(縦 メートル× 横 メートル× 深さ メートル)

エ 消毒設備

型式

性能 (吐出能力)

台数 台

(3) 送水施設

ア 送水ポンプ

口径 ミリメートル 揚程 メートル

能力 立方メートル/分 出力 キロワット

台数 台 (内予備 台)

イ 送水管

管種 口径 (ミリメートル) 管長 (メートル)

(4) 配水施設

ア 配水池

構造

容量

立方メートル

(縦メートル×横メートル×深さメートル)

イ 配水ポンプ

口径

ミリメートル

揚程

メートル

能力

立方メートル/分

出力

キロワット

台数

台 (内予備台)

ウ 高置水槽

構造

形状

有効容量

立方メートル

(縦メートル×横メートル×深さメートル)

エ 給水管

管種

口径 (ミリメートル)

管長

(メートル)

(5) その他詳細は別添図面のとおり

7 浄水方法

8 工事着手及び完了の予定年月日

工事着手予定日 年 月 日

工事完了予定日 年 月 日

9 その他の事項

(1) 主要な水利計算書

(2) 主要な構造計算書

(3) 主要な水道施設の施工方法の概要

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

神栖市長

印

小規模水道布設工事設計確認通知書

神栖市小規模水道等に関する条例第8条の規定により、 年 月 日付け  
で申請のあった小規模水道の布設工事の設計は、同条例第6条に規定する施設の基準に  
適合することを確認したので、同条例第8条第3項の規定により通知します。

記

施設の名称	
施設の所在地	

第 年 月 日 号

様

神栖市長

印

小規模水道布設工事設計不適合等通知書

神栖市小規模水道等に関する条例第8条の規定により、 年 月 日付けで申請のあった小規模水道の布設工事の設計は、同条例第6条に規定する施設の基準に適合しない（適合するかしないかを判断することができない）ので、同条例第8条第3項の規定により通知します。

記

施設の名称	
施設の所在地	
適合しない点又は適合するかしないかを判断することができない理由	

教示

- この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神栖市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、神栖市を被告として（訴訟において神栖市を代表とする者は神栖市長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあつては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第6条関係）

小規模水道施設変更等工事届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、小規模水道施設の変更等の工事を行いますので、神栖市小規模水道等に関する条例第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道の所在地及び名称
- 3 変更等を必要とする理由
- 4 工事の概要  
工事前  
  
工事後
- 5 工事の着手及び完了の予定年月日

様式第6号（第7条関係）

小規模水道給水開始前届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、神栖市小規模水道等に関する条例第10条の規定により水質検査及び施設検査を実施したので届け出ます。

記

- 1 確認年月日及び確認番号
- 2 小規模水道の所在地及び名称
- 3 給水開始予定年月日
- 4 水質検査の結果
- 5 施設検査の結果

様式第7号（第8条関係）

小規模水道定期（臨時）水質検査成績書

小規模水道名					
設置者名					
所在地		TEL			
採水年月日	年 月 日	天候	前日	当日	
主たる用途					
水源		井戸（深さ m）		その他（ ）	
検査内容		理化学検査，細菌検査			
理化学検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
アンモニア 態窒素			pH値		5.8～8.6
			味		異常でないこと
亜硝酸態窒素	mg/l	0.04mg/l以下	臭気		異常でないこと
硝酸態窒素 及び亜硝酸 態窒素	mg/l	10mg/l以下	色度	度	5度以下
			濁度	度	2度以下
鉄及び その化合物	mg/l	0.3mg/l以下	テトラ クロロ エチレン	mg/l	0.01mg/l以下
塩化物 イオン	mg/l	200mg/l以下	トリ クロロ エチレン	mg/l	0.01mg/l以下
硬度	mg/l	300mg/l以下			
有機物 (TOC)	mg/l	3mg/l以下			
細菌検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	個	100個/ml以下	大腸菌		検出されないこと
判定 及び意見	適合：上記の検査項目については、水質基準に適合しています。 不適合：上記の○印の検査項目については、水質基準に適合していません。				
検査年月日	年 月 日	検査機関 及び検査 担当者名	印		



様式第8号（第10条関係）

小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）管理責任者設置届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては，主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては，名称及び代表者の氏名）

小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）の管理責任者を下記のとおり定めたので，神栖市小規模水道等に関する条例第14条第2項（第21条において準用する第14条第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 管理責任者の住所及び氏名
- 4 管理の内容

様式第9号（第11条関係）

小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）設置者（管理責任者）変更届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては，主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては，名称及び代表者の氏名）

小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）の設置者（管理責任者）の住所（氏名）を下記のとおり変更したので，神栖市小規模水道等に関する条例第15条（第21条において準用する第15条）の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 変更年月日
- 4 変更内容  
変更前  
  
変更後

様式第10号（第12条関係）

小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）設置者地位承継届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては，主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては，名称及び代表者の氏名）

下記のとおり，小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）の地位を承継したので，神栖市小規模水道等に関する条例第16条（第21条において準用する第16条）の規定により届け出ます。

記

- 1 確認（届出受理）年月日及び確認（届出受理）番号
- 2 小規模水道（小簡易専用水道，簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 承継年月日
- 4 承継前の設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては，主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 5 承継の事由

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

小規模水道 (小簡易専用水道, 簡易専用水道) 廃止届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

(法人又は組合にあつては, 主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人又は組合にあつては, 名称及び代表者の氏名)

下記のとおり, 小規模水道 (小簡易専用水道, 簡易専用水道) を廃止したので, 神栖市小規模水道等に関する条例第 1 7 条 (第 2 1 条において準用する第 1 7 条) の規定により届け出ます。

記

- 1 確認 (届出受理) 年月日及び確認 (届出受理) 番号
- 2 小規模水道 (小簡易専用水道, 簡易専用水道) の所在地及び名称
- 3 廃止年月日
- 4 廃止の事由

様式第12号（第14条関係）

小簡易専用水道（簡易専用水道）布設工事届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、小簡易専用水道（簡易専用水道）の布設工事をしたいので、神栖市小規模水道等に関する条例第18条の規定により届け出ます。

記

1 建築物等の概要

	届出受理番号	
小簡易専用水道（簡易専用水道）の名称	TEL	
所在地		
主たる用途		
布設工事着手・完了 予定年月日	年 月 日着手予定 年 月 日完了予定	
建築物の規模	延床面積 m <sup>2</sup> (地下 階 地上 階) 住宅 戸	
使用状況	水量 m <sup>3</sup> /日 (平均)	給水人口 人/日 (平均)

## 2 小簡易専用水道（簡易専用水道）

水源（水道事業等の名称）					
受水槽	設置場所	①屋内（地下・その他） ②（地下・その他）			
	材質	①コンクリート ②FRP ③鋼板 ④その他			
	容量 （有効容量）	m <sup>3</sup> (m <sup>3</sup> )	縦 m×	横 m×	深さ m
給水方式	①自然流下方式 ②高置タンク方式 ③圧力タンク方式 ④その他				
給水管の材料	①亜鉛メッキ鋼管 ②塩化ビニール管 ③その他（ ）				
その他（参考事項）	水栓番号	消毒設備	有・無		

## 3 特記事項

## 4 水道施設の概要図

## 5 付近の見取り図

様式第13号（第15条関係）

小簡易専用水道（簡易専用水道）届出事項変更届

年 月 日

神栖市長 様

設置者 住所

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人又は組合にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、小簡易専用水道（簡易専用水道）届出事項を変更したので、神栖市小規模水道等に関する条例第19条の規定により届け出ます。

記

- 1 届出受理年月日及び届出受理番号
- 2 小簡易専用水道（簡易専用水道）の所在地及び名称
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容  
変更前  
  
変更後
- 5 変更の事由

様式第14号（第17条関係）

小簡易専用水道（簡易専用水道）定期水質検査成績書

小簡易専用水道 (簡易専用水道)名					
設置者名					
所在地		TEL			
採水年月日	年 月 日	天候	前日	当日	
主たる用途					
原水の供給者名					
検査内容		理化学検査, 細菌検査			
理化学検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
鉄及びその化合物	mg/l	0.3mg/l以下	臭気		異常でないこと
塩化物イオン	mg/l	200mg/l以下	色度	度	5度以下
有機物(TOC)	mg/l	300mg/l以下	濁度	度	2度以下
pH値		5.8~8.6			
味					
細菌検査					
検査項目	検査結果	基準値	検査項目	検査結果	基準値
一般細菌	個	100個/ml以下	大腸菌		検出されないこと
判定及び意見	適合 : 上記の検査項目については, 水質基準に適合しています。 不適合 : 上記の○印の検査項目については, 水質基準に適合していません。				
検査年月日	年 月 日	検査機関及び検査担当者名	印		



様式第15号（第18条関係）

小規模水道等検査員証

（表面）

<p>1 当該職員をして工場現場，水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ，工事の施行状況，水道施設，水質，水圧，水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う場合には，当該職員は，その身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	小規模水道等検査員証	
	写真	

（裏面）

<p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p>	<p>市長印</p>	<p>この証明書を携帯する者は，神栖市小規模水道等に関する条例第28条の規定により立入検査をすることができるもので，その関係条文は，次のとおりです。</p> <p>神栖市小規模水道等に関する条例（抄）                  第28条 市長は，小規模水道等の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは，当該小規模水道等の設置者から工事の施行状況若しくは小規模水道等の管理の実施状況について必要な報告を求め，又は当該職員をして工事現場，水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ，工事の施行状況，水道施設，水質，水圧，水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査を行うときは，当該職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>所属名</p> <p>職名及び氏名</p>		